

スポーツ安全保険に加入しましょう

2006年度（平成18年度）のスポーツ安全保険が3月より加入受付開始！子供会や運動クラブなど5人以上以上の団体であれば加入できます。加入して万一のけがや賠償責任に備えましょう。

心臓マヒなどの突然死に対しては見舞金が支払われます。掛金・補償内容は、下記のとおりです。

掛金は、村体育協会より2分の1を従来どおり補助して参りましたが、理事会により平成17年度から補助はなしと決定されましたのでご了承下さい。（小中学生におかれましては、従来どおり2分の1を補助致します。）

尚、手続き及び不明な点等ありましたら、教育委員会（社会体育担当）までご連絡下さい。（☎25-2211）

※受付期間 平成19年1月31日まで

加入区分・掛金・補償額（加入区分ごとに5名以上でご加入ください）

団体	対象となる団体	区分	掛金	傷害保険（補償額）				賠償責任保険 （補償限度額）	共済見舞金
				死亡	後遺障害 最高	入院 （日額）	通院 （日額）		
子ども の 団 体	・中学生以下の子ども ・スポーツ活動を行わない大人	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 （免責1,000円） 財物賠償 1事故 500万円 （免責1,000円）	突然死 （急性心不全、 脳内出血など）
	・中学生以下の子ども	AW	1,050円	（団体活動中）				上記補償に 身体・財物賠償合算 1事故 500万円を加算 （各免責1,000円）	160万円
				（個人活動中）					
	・A・AW子どもと 一緒にスポーツ活動を行 う大人（指導者など） ※5名以上の子どもと一緒 に加入して下さい。	AC	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 （免責1,000円） 財物賠償 1事故 500万円 （免責1,000円）	突然死 （急性心不全、 脳内出血など）
C		1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	160万円		
大人 の 団 体	・高校生以上の 文化活動団体	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 （免責1,000円） 財物賠償 1事故 500万円 （免責1,000円）	突然死 （急性心不全、 脳内出血など） 160万円
	・老人クラブなどの団体	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	・高校生以上の スポーツ活動団体 （野外活動、身体運動を含む）	C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※対象となる事故の範囲

「団体の管理下における活動中」の事故と「その往復中」の事故（学校の管理下を除く）

「AW」においては「団体の管理下における活動中とその往復中」とそれ以外の「個人活動中」の事故（学校の管理下を除く）

※「AW」における「個人活動中」の傷害保険事故の場合には、日射・熱射病及び細菌性食物中毒は対象となりません。

※「子どもと一緒にスポーツ活動を行う大人」とは、子どもへの実技、理論指導・その補助などを行う高校生以上の生徒、学生、社会人などを言います。

「子どもと一緒にスポーツ活動を行わない大人」とは、子どもの団体活動の支援として、団体員の送迎、応援、活動の準備・後片付けのみを行う高校生以上の生徒、学生、社会人を言います。

○保険期間

・平成18年度4月1日～翌年3月31日まで（3月中に申込の場合）

・掛金を振り込んだ日の翌日～平成19年3月31日まで（4月1日以降に申込の場合）